

平成24年9月4日
福祉保健局

災害医療体制のあり方について (東京都災害医療協議会報告)

東日本大震災での教訓を踏まえ、新たな災害医療体制を整備するため、都は災害医療協議会を設置し、検討を行ってきました。このたび、協議会での検討結果がまとまりましたのでお知らせします。

今後、この検討結果を、現在修正を進めている東京都地域防災計画や今年度改定する東京都保健医療計画に反映するとともに、具体的な取組を進めていきます。

1 新たな災害医療体制のポイント

(1) フェーズ区分の細分化

- 発災後の状況変化に応じた関係機関の役割分担をより明確にするため、フェーズ区分を従来の2区分から6区分に細分化

(2) 地域の実情に応じた災害医療体制の整備

- 圏域内の統括・調整を行うため、二次保健医療圏ごとに東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした医療対策拠点を設置

(3) すべての医療機関の役割分担を明確化

- すべての病院を、重症者を受入れる災害拠点病院、中等症者を受入れる災害拠点連携病院、専門医療・慢性期医療を担う災害医療支援病院のいずれかの役割に位置づけ
- 発災直後から、災害拠点病院等の近接地に緊急医療救護所を設置し、軽症者に対する応急救護処置等を実施

(4) 情報連絡体制の構築

- 新たに区市町村災害医療コーディネーターを設置
- 東京都災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター、区市町村災害医療コーディネーターが十分に連携して機能を発揮できるよう、情報集約の仕組みや複数の連絡手段を確保するなどの情報連絡体制を構築

2 概要

別紙「災害医療体制のあり方について」のとおり



TOKYO 2020
CANDIDATE CITY

2020年 オリンピック・
パラリンピックを日本で!

【問い合わせ先】

東京都福祉保健局医療政策部救急災害医療課
電話番号 03(5320)4445

災害医療体制のあり方について(概要)

(東京都災害医療協議会報告)

1 フェーズ区分の明確化(P2)

- フェーズ区分を従来の2区分から6区分に細分化して、発災後の状況変化に応じた関係機関の役割分担を明確化

旧フェーズ区分	1 初動期 (48 時間以内)		2 初動期以降 (48 時間以降)			
	新フェーズ区分	0 発災直後 (発災～6時間)	1 超急性期 (72 時間まで)	2 急性期 (1 週間程度まで)	3 亜急性期 (1 か月程度まで)	4 慢性期 (3 か月程度まで)
基本的考え方	外傷治療・救命救急のニーズ			慢性疾患治療、被災者の健康管理等		
	<p style="text-align: center;">被害情報の収集 (都・区市町村)</p> <p style="text-align: center;">医療救護所の設置・運営 (区市町村)</p> <p style="text-align: center;">応援医療チーム等による区市町村・医療機関支援 (都)</p>					
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・主に重症者の収容治療 (災害拠点病院) ・主に中等症者の収容治療 (災害拠点連携病院) ・医療制約を受ける者や災害拠点病院・災害拠点連携病院からの入院患者の受入れ (災害医療支援病院) ・診療継続/医療救護班等の編成 (診療所・歯科診療所・薬局等) 					

2 行政区域に応じた体制の整備(P3)

- 新たに二次保健医療圏を単位とした災害医療体制を構築

行政区域	実施主体	主な体制
都	都災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・都災害医療コーディネーターを中心とした情報連絡体制の整理 ・他県等の応援医療チームの受入れや広域搬送体制の確保
二次保健医療圏	医療対策拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域災害医療コーディネーターを中心とした医療対策拠点を設置 ・地域災害医療連携会議による医療連携体制の確立
区市町村	区市町村 災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村災害医療コーディネーターの設置 ・災害拠点病院等の近接地に緊急医療救護所の設置運営 ・急性期以降の医療救護活動拠点の設置

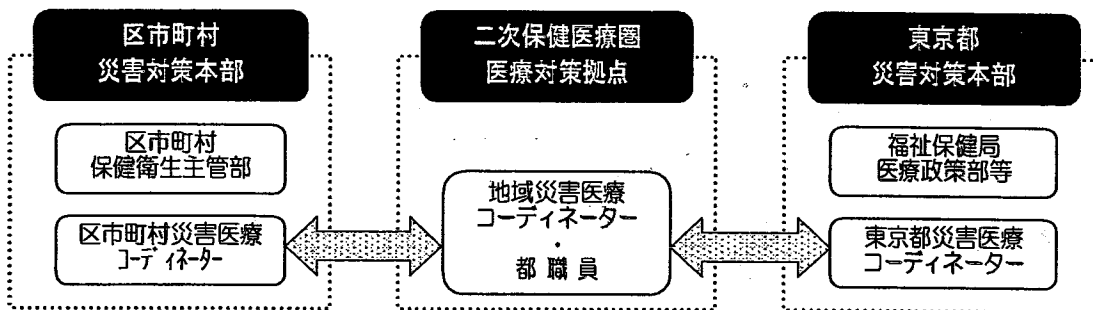
3 医療機関・医療救護所の役割分担(P9)

- 災害時において、限られた医療資源を有効に活用し、重症者等を円滑に受入れるために、すべての医療機関の役割分担の明確化
- すべての病院を災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院に分類

医療機関・医療救護所の分類	基本的な役割
災害拠点病院	・主に重症者の収容・治療
災害拠点連携病院	・主に中等症者の収容・治療
災害医療支援病院	・区市町村地域防災計画に定める医療救護活動 (ただし、小児、周産期、精神及び透析医療等は診療継続)
診療所・歯科診療所・薬局等	・区市町村地域防災計画に定める医療救護活動 (ただし、救急告示、透析、産婦人科等は診療継続)
緊急医療救護所(～超急性期)	・一次トリアージ/軽症者の応急的処置
医療救護所(急性期～)	・避難者の定点・巡回診療(診察、歯科治療、服薬指導等)

4 情報連絡体制(P12)

- 各災害医療コーディネーター間の情報連絡体制の構築



5 医療支援・受援体制(P14)

《基本的な考え方》

- 他県からの応援医療チームの参集方法(基本的考え方)
 - ・陸路：医療対策拠点に参集し、地域災害医療コーディネーターが効果的に配分
 - ・空路：広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)に参集し、都災害医療コーディネーターが配分

6 搬送体制(P17)

《基本的な考え方》

- 重症度や搬送人数に応じた搬送手段の確保(※記載は例示であり、今後関係機関と調整が必要)

搬送区間	陸路	空路	水路
① 被災現場 医療機関 医療救護所 ⇒ (被災地域内の) 医療機関 医療救護所	○救急車・庁有車等 ○歩行・自家用車・担架(自助・共助) ○バス等	○回転翼等	—
② (被災地域内の) 医療機関 ⇒ (被災の少ない都内地域・近隣の) 医療機関	○救急車・バス等	○回転翼等	○船舶
③ SCUを経由した広域医療搬送	—	○固定翼・回転翼	○船舶

7 医薬品・医療資器材の確保(P21)

- 医薬品調達までの流れや医薬品等の確保策について(基本的考え方)

種別	基本方針
病院、診療所及び薬局等	平時と同様に、各医療機関において、医薬品卸売販売業者から調達する。
区市町村 (医療救護所、避難所等)	区市町村が医薬品等を備蓄し、それで不足する場合は、地区薬剤師会と協力のうえ、地区薬剤師会または医薬品卸売販売業者から調達する。 調達が困難な場合には、都に調達を要請する。
東京都	協定締結団体から調達、または医薬品集積センターを設置して、都薬剤師会と協力のうえ、国及びメーカー等からの応援物資を受入れて区市町村へ提供する。

8 今後の方向性(P25)

- 医療機能の確保(災害拠点病院等の確保と整備、BCPの策定支援)
- 地域連携体制の構築(地域災害医療連携会議による具体的検討や訓練・研修等の実施)